　ぜひ一度ご相談ください！

働き方・休み方改善コンサルタントがお手伝いします

**働き方・休み方改善ってなに？**

**勤務時間や休日を見直す事です。社員のヤル気を引き出し、豊かでゆとりのある生活を実現し、経営の効率化と魅力ある企業の実現に寄与します。**



**コンサルタントの利用に費用が必要なの？**

**労働局の事業であり、無料です。労働時間等に関する個別相談や説明会、研修会の講師など、会社の自主的な取り組みのお手伝いをします。**



ｖ

**コンサルタントはどのような人が選ばれているの？**

**労働法のエキスパートである経験豊富な社会保険労務士等から選ばれております。**

**相談に応じてアドバイスを行い、相談内容の秘密については厳守します。**

****

**労働時間等（労働時間、休日、年次有給休暇、育児介護休業等の働く時間及び働かない時間）の在り方を、労働者の「健康」と「生活」に配慮すると共に、「多様な働き方」に対応したものへと変更・改善することです。**

※　例えばこんな疑問はありませんか？

**①　就業規則は必要なの？　どうやって作ったらいいの？**

**②　労働契約を結ぶ時、どんな事に注意すればいいの？**

**③　従業員の年次有給休暇はどう管理したらいいの？**

**④　1か月・1年単位の変形労働時間制を導入したいけど、どうしたらいいの？**

**⑤　時間外協定（36協定）って何？　残業はどうしたら減るの？**

**⑥　テレワークに取り組みたいけど、どんなことに注意すればいいの？**

熊本労働局

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **働き方・休み方改善コンサルタント　利用申込書**  　　年　　月　　日  熊本労働局雇用環境・均等室  働き方・休み方改善コンサルタント　あて   |  | | --- | | 事業場所在地 | | 事業場名 | | 担当者職氏名 | | 電話番号 |     働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みます。 | | | |
| 申し込み  企 業 の | 業 種 ／  業 務 内 容 |  | |
| 労働者数 | 人 |  |
| 主な相談内容 |  | |
| 御 希 望 日 | 月　　（　　上旬　　　・　　中旬　　・　　下旬　　） | |
| ご利用を希望される場合には、以下の宛先に郵便またはメールにて直接お申込みください。  後日、こちらからご連絡させていただきます。  　　　〒８６０－８５１４  　　　　熊本市西区春日２－１０－１　熊本地方合同庁舎A棟９Ｆ  　　　　　熊本労働局　雇用環境・均等室　働き方・休み方改善コンサルタント係  　　　　（電　　話）　　　０９６－３５２－３８６５  　　　　（メールアドレス）43kokin@mhlw.go.jp  ※郵送又はメールが不可能な場合等やむを得ない場合にはＦ Ａ Ｘ（096-352-3876）をご利用ください。 | | | |

※個人情報の取り扱いについて

本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。